

<宣言>
 ぐんま介護人材育成宣言実施要綱第4条の規定に基づき、私たちは、職員一人ひとりがやりがいを持って働き続けられる魅力ある職場づくりの取組を以下のとおり行い、それを積極的に公表することを宣言します。

取組期間	平成 30 年 3 月 1 日 ~ 平成 32 年 2 月 29 日
------	------------------------------------

宣言達成のための取組
 (大項目2項目以上から、小項目1項目以上の取組を行うこと。)

大項目	小項目	具体的取組		
		自己評価	現在の状況 (具体的に記載してください。)	将来の目標
情報共有・コミュニケーションに関すること	理念・ビジョン・方針に関すること	○	法人の基本理念と行動指針が職員に周知され、日々の業務の礎となっている。	→
	年度事業計画と目標に関すること			→
	記録・報告、ミーティング等に関すること			→
	法人・事業所を取り巻く環境や今後の課題に関すること			→
	現場からのアイデアや意見・提案に関すること			→
	その他(上記以外・自由記載)			→

大項目	小項目	具体的取組		
		自己評価	現在の状況 (具体的に記載してください。)	将来の目標
労務管理・職場環境に関する事	ワークライフバランス(仕事と暮らしの両立)に関する事	○	短時間労働者の場合には、できるだけ仕事と生活の両立ができるように曜日時間等を配慮している。育休・産休の取得実績もある。	→
	人員配置に関する事			→
	勤務時間や業務内容に関する事			→
	福利厚生等、労働環境に関する事			→
	健康管理に関する事			→
	その他(上記以外・自由記載)			→
評価・報酬に関する事	仕事の役割や責任の範囲等に関する事			→
	個々の職員の役割や目標に関する事			→
	能力評価・面接等に関する事	△	能力評価の基準は設定していない。面接等は随時行っているが、定期的には実施していない。	→ 人事評価に関する検討委員会を立ち上げ、基本構想を策定し評価の基準を検討する。定期的な面接と一部評価の試行を行う。
	能力評価に基づく処遇改善に関する事			→
	賃金の決め方や昇給に関する事			→
	その他(上記以外・自由記載)			→

大項目	小項目	具体的取組		
		自己評価	現在の状況 (具体的に記載してください。)	将来の目標
人材育成に関する事	職員の資質向上のための研修方針や研修実施に関する事			→
	職員の資質向上のための外部講習会や資格取得等の支援に関する事			→
	新人職員の教育体制に関する事	○	座学も含め、約1ヶ月間の新人研修を実施しており、その後現場に配属されているが、教育係が一定していないなど不十分な面がある。	→ チューター(世話役)制度のように十分なフォローアップができるような体制を構築する。
	管理職層やリーダー層の教育に関する事			→
	将来のキャリアに対する支援に関する事	△	キャリアアップに伴う研修へ参加しているが、その後の支援アドバイスが不十分である。	→ 介護職のキャリアアップ制度の見直し・修正を行う。職員面接時に支援・相談を行う。
	その他(上記以外・自由記載)			→
法人・事業所の風土に関する事	挨拶や声かけなどの組織風土に関する事			→
	自由に意見を言える組織風土に関する事			→
	新しいアイデアや難しい課題に対する組織風土に関する事			→
	向上心を持つ職員を育てる組織風土に関する事			→
	自主性を尊重し、支援する組織風土に関する事			→
	その他(上記以外・自由記載)			→
その他(上記以外・自由記載)			→	

【自己評価】 ◎…十分達成、○…おおむね達成、△…不十分、×…未達成